

防災に関する方針

災害の発生を未然に防ぎ、被害を最小限にくい止めるまちづくりの推進

- 面的整備や防火地域等の指定により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 建築物やライフラインの耐火性、耐震性の向上を図ります。
- 土砂災害対策を推進します。
- 治水対策を推進します。

災害時の安全性を確保するまちづくりの推進

- 災害時の避難路及び避難拠点の整備を図ります。

市民の防災意識の高揚の推進

- 市民の防災意識の高揚及び自主的な防災活動を推進します。

防災に関する方針

市街地の防災機能の強化

防災上危険な密集市街地等の解消を図るため、計画的な面的整備や防火地域、準防火地域の指定を検討します。また、新規の市街地は、安全な市街地の形成を図ります。

公共・公益施設や医療機関等の施設については、計画的に重点的に耐震性・耐火性の促進を図ります。また、避難場所や避難路の周辺の建築物の不燃化を推進するとともに、ライフラインの確保の重要性から、耐震性の向上を関係機関に働きかけます。

土砂災害の危険性の高い箇所の整備を進めます。特に老人ホームや病院など、災害弱者に配慮した整備を重点的に推進するとともに、避難体制の構築を進めます。

波積ダムの早期整備の促進や江の川の整備など、治水対策を推進します。

●避難場所及び避難路の整備

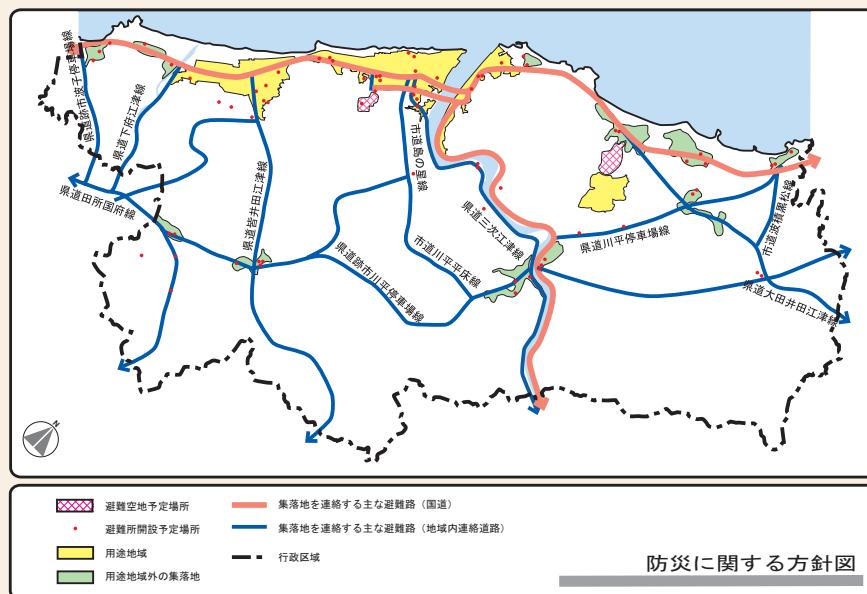
災害時の避難路となる道路や緑道は、安全性の確保を図るとともに、代替ルートの整備を図り、避難路のネットワーク化を図ります。特に重要度の高い道路については、安全性の高い整備を推進します。

避難場所は、災害に対する安全性を確保するとともに、機能強化を推進します。

●市民の防災意識の高揚の推進

防災に対する住民の意識高揚や知識の普及徹底を図るとともに、市民の自主的な防災活動の促進を図ります。

また、関係機関と調整を図り、高齢者・障害者等の避難・誘導についての対策を検討します。



まちづくりの推進に向けて

コミュニティを活性化するまちづくりへの参画・協力

市民の手によりこれまで培われてきたコミュニティの継承や活性化を目指していきます。また、市民、事業者、市が共通のまちづくりの目標をもって、パートナーシップによりそれぞれの役割を明確にしながら、まちづくりを推進します。

まちづくり推進体制の充実

まちづくりを進めていく上で、様々な課題に対処し、総合的なまちづくりを進めていくために、行政内部も横断的な取り組みができる推進体制を充実させていきます。

地域レベルでのまちづくりの推進にあたっては、それぞのまちづくりの規模や内容などにあわせた組織・支援体制づくり、さらには、組織体制だけでなく、まちづくりを総合的に進めることができる人材の確保・育成が必要です。

都市計画マスタープランの策定後も住民のまちづくりグループの活動を支援する体制づくりを行います。

総合的なまちづくりを進めるためには、国、県の連携・協力が不可欠であり、援助・協力を要請していきます。

また、必要に応じて周辺市町村との連携・協力体制を強化していきます。

都市計画の決定・変更

都市計画マスタープランの内容には、実現に向けて都市計画の決定や変更が必要なものがあります。これらについては、個別の計画の熟度や市民意識などを踏まえながら、適切に対応していきます。

都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランについては、計画が長期にわたることから、その見直しについては、人々や産業の活動など社会経済の変化や地域の実態を踏まえて、住民参画のもとに柔軟に対応するものとします。